

平成30年度 環境再生・資源循環行政の取組について



環境省 環境再生・資源循環局 局長 縄田 正

明けましておめでとうございます。皆様の日頃からの環境再生・資源循環行政の推進への多大な御支援、御協力に感謝いたします。

本年も、東日本大震災からの復興・創生のため、中間貯蔵施設の整備と除去土壌等の輸送、帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の整備、指定廃棄物等の処理を進めてまいります。

昨年は、九州北部豪雨や梅雨前線に伴う大雨などの自然災害により、全国各地で大きな被害が発生しました。被災された方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、早期の復旧・復興に向け、最大限支援を行います。

環境省では、災害廃棄物処理が適正かつ円滑に進むよう、発災直後から職員に加え、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）を活用して専門家を派遣し、自治体や関係団体、民間事業者等の御協力のもと、災害廃棄物の適正・迅速な処理に関する様々な支援を行っています。毎年のように非常災害が発生している状況に鑑み、災害廃棄物に関する事前の備えを引き続き強化してまいります。

一般廃棄物の適正処理は、生活環境保全や公衆衛生確保のために必要不可欠です。循環型社会形成推進交付金等の確保を通じて、廃棄物処理施設の老朽化に伴う更新需要に適切に対応し、早急に更新を進めます。

廃棄物処理施設は、平常時、災害時ともに、廃熱の有効活用により周辺施設への電気・熱供給が可能な自立分散型の地域エネルギーセンターとしての役割が期待されています。地球温暖化対策と災害対策推進の観点から、廃棄物エネルギーの利活用を進めてまいります。

浄化槽は、地域の水環境保全や災害に強い低炭素なまちづくりへの貢献が期待されています。環境配慮型浄化槽の普及によって、浄化槽システム全体の低炭素化が進められ、早期の汚水処理未普及解消と、魅力ある水環境の創出や暮らしの質改善により地域の経済発展や活性を促進してまいります。

昨年は、廃棄物処理法及びバーゼル法の改正を行いました。国内外における廃棄物の適正処理の一層の推進、雑品スクラップ問題の解消や有害廃棄物の資源としての適正、円滑な輸出入の推進の上で非常に重要なものであると考えています。これらの円滑な施行を含めた制度見直しを引き続き進めてまいります。

また、産業廃棄物の適正処理を推進するため、優良産廃処理業者認定制度の普及や電子マニフェストの普及拡大に努めます。産業廃棄物処理業の担い手確保や、IoT等の技術革新を見据えた更なる産業廃棄物処理業の振興策の検討等を行います。また、不法投棄対策を着実に進めます。

PCB廃棄物は、処分期限を最も早く迎える中国・四国・九州及び沖縄の各県では残りわずか約80日余りとなっています。1日でも早い期限内処理の達成に向け、都道府県市や関係団体と連携して取り組んでまいります。

リサイクル政策については、資源循環と低炭素化の統合的実現や、素材別・分野横断的視点に立って進めます。容器包装リサイクルは、更なる環境負荷低減と社会全体のリサイクルコストの削減を図ります。食品リサイクルは、食品ロス削減や食品リサイクルループの形成、不適正転売事案を受けた対策等を進めます。自動車リサイクルは、不法投棄・不適正保管対策を推進するとともに、昨年度取りまとめた「環境配慮設計及び再生資源利用の進んだ自動車へのインセンティブ制度」の実現に向けた取組を進めてまいります。家電や小型家電のリサイクルは、回収率・量の更なる向上を目指した取組を進めます。また、太陽電池発電設備のリユース・リサイクル等を適正に行うための施策も検討してまいります。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の入賞メダルを使用済小型家電から製作するプロジェクトに、全国の自治体と連携して積極的に取り組んでまいります。

現在行っている循環基本計画の見直しでは、地域循環共生圏の形成による地域の活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の推進と環境再生、循環産業の海外展開の推進などの中長期的な方向性に向けた具体的な取組について検討しているところです。今後、新たな計画に基づき、持続可能な社会づくりの統合的な取組を全力で進めます。

昨年新たに発足した「環境再生・資源循環局」のもと、今後とも、被災地の復旧・復興と循環型社会の実現に向け尽力してまいります。環境再生・資源循環行政への御協力をお願い申し上げますと共に、皆様の御健勝を祈念して、新年の御挨拶とさせていただきます。

情報の電子化・ 廃棄物の資源化の推進に向けて

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 理事長 加藤 幸男



明けましておめでとうございます。旧年中は、産廃振興財団に対し格別のご支援、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

昨年は、廃棄物処理法とバーゼル法が改正され、電子マニフェストの使用の一部義務化をはじめ産業廃棄物の適正処理の推進に向けた更なる施策が打ち出されました。また、長年の懸案であった香川県豊島での不法投棄廃棄物の全量撤去が完了する一方、政府のかねてからの目標であった電子マニフェストの普及率50%が達成され、産業廃棄物処理をめぐって一つの節目となる年であったかと思えます。これまで一貫して電子マニフェストの普及拡大に努めてこられた日本産業廃棄物処理振興センター様のご尽力にあらためて敬意を表する次第です。

今後は、電子マニフェストの一層の活用や申請・報告手続等の電子化はもとより、廃棄物処理に係わる情報について広く電子化を進めていくことが求められます。廃棄、回収から再資源化にいたる情報が電子化、データ化されることによって、廃棄物の量・質、回収時期、さらには再生材のスペック等の情報を瞬時に広く把握することが可能になり、排出側と利用側でニーズのマッチングが進むことで、新たなビジネスチャンスがうまれます。また、IoTやAIといったデジタル技術の汎用化を進め、様々な業務プロセスにおいて効率化、省力化を図る上からも、情報の電子化はベースとなるものであり、関係者が自らの課題としてその推進に鋭意取り組んでいくことが期待されます。

本年は、春にも新たな循環型社会形成推進基本計画が策定され、資源循環の促進に向けて更なる一歩を踏み出します。新基本計画では、循環、低炭素、自然共生の統合的アプローチに基づいた地

域循環共生圏の形成が指針の柱として位置付けられることとなっております。今後は、地域ごとに低炭素、自然共生にも資する循環の環を広げるべく、産廃処理業者が連携し合い、自治体や産業界の協力も得て、エネルギー活用を含めた、地域の特性にあった廃棄物の循環システムとそれを中心に組み込んだ活力ある地域づくりを具体的な姿として描き上げていくことが求められます。

当財団では、資源循環システムの構築に向け、今、我々にできることは何でも積極果敢にチャレンジしていこうという決意の下、昨年、財団内部に「廃棄物資源化推進チーム」を起ち上げました。マテリアルリサイクルにおいては、今なお、再生材とバージン材との間に、量、質、価格の面でギャップが存在するのが事実であり、これを埋めるためには不断の技術革新と法整備を含む社会コンセンサスの構築が避けて通れません。また、サーマルリサイクルにおいては、いまだに多くの廃棄物がエネルギー活用されないまま最終処分にあまわっておりますが、これらを有効に熱や電力に転換できるインフラの整備が求められています。当財団が担う、行政、産業界、そして産廃処理業界の橋渡し役という重要な役割を活かして、様々な角度から廃棄物の資源化について検討・提案し、その付託に応えていきたいと念じております。

昨年、創立25周年を迎えた当財団にとって、本年は新たな四半世紀の初年にあたります。培ってきた事業の一層の推進に努めますとともに、廃棄物の資源化の推進という大命題に正面から取り組み、わが国が世界をリードする資源循環大国となる上での先導的役割の一端を担っていく所存であります。当財団への一層のご理解、ご支援をお願い申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

年頭所感

資源循環の産業として
多様な課題に取り組む

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会 会長 石井 邦夫

明けましておめでとうございます。旧年中は、当連合会の諸事業に皆様の多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、廃棄物処理法の5年ごとの点検・見直しが行われ、6月に改正法が成立した年でありました。この法改正の動きに合わせて当連合会は、産業廃棄物処理業の振興と規制の合理化の観点で、平成27年度の約1年間をかけて同法とその運用等について議論を重ね、この成果を意見書の形に取りまとめ、一昨年3月末に環境省へ提出しました。その後、中央環境審議会に設置された廃棄物処理制度専門委員会に委員を派遣するなど、業界要望の実現に向けて関係方面へ働きかけてきたところです。

当連合会の要望事項の多くは、法律の運用面や地方公共団体による規制に対して見直しを求めるものであり、その意味では、むしろこれからが本番と言っても過言ではありません。いくつか取り上げますと、法律の運用面では、例えば、市町村において適正処理が困難とされる一般廃棄物の廃農薬・廃薬品類等や残置物の対策があります。地方公共団体による規制の見直しについては、都道府県や排出事業者、処理業者等の関係者が意見交換を行う場の設定を環境省に求めています。一方、法律の本体につきましても、欠格要件の見直しを議論するための専門家による検討会の設置を提案しています。その他、優良認定制度や再生利用指定制度の拡充等の多くの課題がございます。

これらの要望事項は、中央環境審議会が昨年2月に環境大臣に提出した意見具申において、今後

の廃棄物処理制度の見直しの課題として取り上げられています。当連合会は、実効性のある意見具申の内容の実施を求めて参ります。

この廃棄物処理法の改正と並行する形で、本業界の振興策を検討するためのタスクフォースを設置し、約3年間にわたり振興法等の立法化を目指して議論を進めてきました。この成果として、昨年11月に「資源循環を促進するための産業廃棄物処理産業の振興に関する法律案(仮称)大綱」を取りまとめ公表しました。当連合会は、廃棄物処理法制定50周年の節目に当たる2020年の法制化を目指す所存でございます。

また、人材育成も大きな課題です。当連合会では初の検定試験となる「廃棄物処理検定(廃棄物処理法基礎)」を、本年2月に全国5会場で開催します。この他、従業員の能力開発等の人材育成方策、さらには資格制度の創設等についても引き続き検討していきます。

さらに、労働安全衛生の向上を目的とした当連合会の3ヵ年計画や2030年度低炭素目標の達成に向けた実行計画の着実な実施など、「環境を守り、産業を支える」資源循環の産業として多様な課題に取り組む、本業界が国民の皆様の一層のご理解と信頼を得ることが出来ますよう、なお一層努めて参る所存でございます。皆様のご指導・ご鞭撻を頂戴できれば幸いに存じます。

最後になりますが、この1年が皆様にとりまして、すばらしい年でありますようお祈り致しまして、新年のご挨拶とさせていただきます。